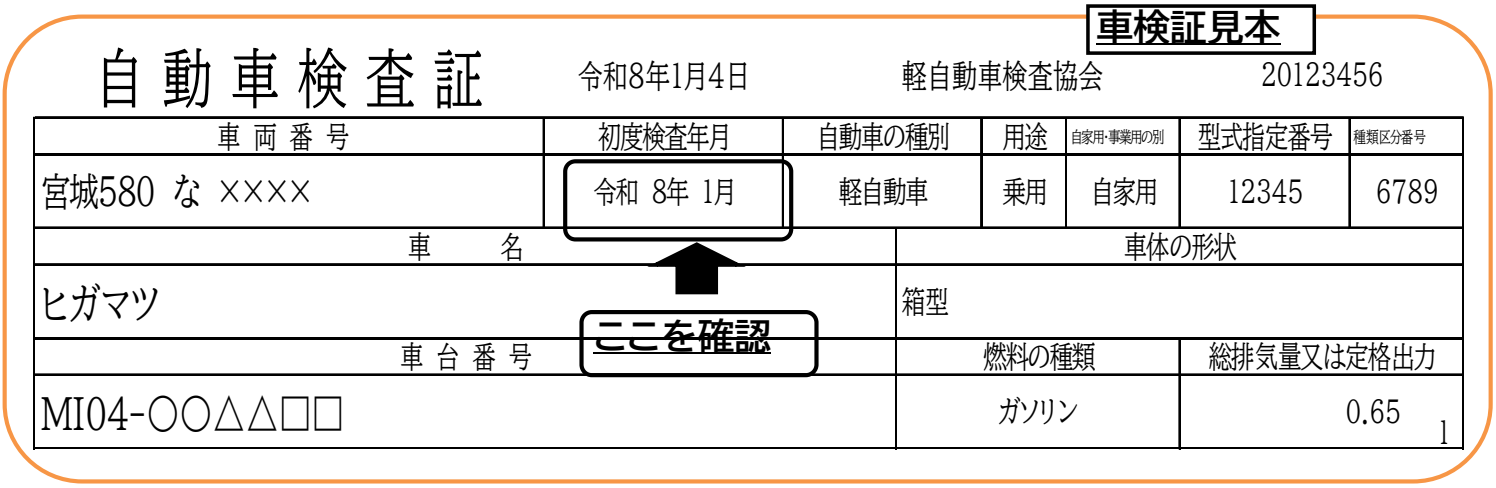
【 軽自動車税の税額表 】

車種	車種	H27.3.31以前の登録車両 ※13年を経過していない車両	H27.4.1以降の登録車両	★重課 ※13年を経過している車両	◆軽課(1)	◆軽課(2)
01	第1種(50cc以下※1)	2,000				
02	特定原付(定格出力0.6kW以下)	2,000				
03	第2種乙(50cc超～90cc以下※2)	2,000				
04	第2種甲(90cc超～125cc以下※3)	2,400				
05	ミニカー	3,700				
06	軽二輪	3,600				
07	三輪	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000
08	乗用・営業	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500
09	乗用・自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	
10	貨物・営業	3,000	3,800	4,500	1,000	
11	貨物・自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	
12	小型特殊　農耕用	2,400				
13	小型特殊　その他	5,900				
14	二輪の小型自動車	6,000				

※1　定格出力0.6kW以下、又は、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下の原付も対象
※2　定格出力0.6kW超～0.8kW以下の原付も対象
※3　定格出力0.8kW超～1.0kW以下の原付も対象

★重課　毎年4月1日現在で,新車新規登録の初度検査年月から13年を経過した車両が重課税の対象になります。

※自動車検査証(車検証)の初度検査年月を確認してください。



◆軽課　三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについてグリーン化特例(軽課)が適用されます(新車登録の翌年度1回限り)。

＜適用条件＞

条件	軽課(1)　電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス基準10%以上低減車または平成30年排出ガス基準適合車)
	軽課(2)　令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成の営業乗用車
	※(2)については、ガソリン車・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

◎軽課の適用になる場合は、自動車検査証の備考欄に記載されています。